(目的)

第1条 この規則は、川崎市立南生田中学校PTA(以下「この会」と称す)の保有する 個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、この会の適正かつ 円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 この会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、この会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(守秘義務)

第4条 会員は、職務上知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用 してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の適正な取得)

第5条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め本人に明示する。

(個人情報の利用目的)

- 第6条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
 - (1) PTAの活動と、活動における連絡および文書等の発送・配達
 - (2) 総会等の資料、および広報紙等への掲載
 - (3) 保険および見舞金給付に関わる申請および事務

(個人情報の利用制限)

第7条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第6条により特定された利用目的 の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第8条 個人情報は、役員または委員が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、 適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第9条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

(第三者提供の制限)

- 第10条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を おこなわないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第 11 条 この会は、利用目的の範囲内で取得した個人情報を南生田中学校と共同利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第12条 個人情報を第三者(第10条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く) に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供する対象者の氏名
 - (3) 提供する情報の項目
 - (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第13条 第三者(第10条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第14条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、 法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第15条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに役員へ報告する。

(苦情の処理)

第16条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(規則の変更)

第17条 この規則は運営委員会の過半数の承認によって変更することができる。

(規則の実施)

第18条 この規則の実施は、平成30年1月31日とする。